

⑧ 京都市都市計画局
「公共建築工事積算基準」等の補足

京都市都市計画局

「公共建築工事積算基準」等の補足

令和 8 年度
(令和 8 年 7 月改定)

京都市都市計画局

第1編 総則

第1章 共通事項

1 本書の位置付け

本書は、京都市都市計画局建築工事積算要綱（以下「要綱」という。）において準用することとしている基準等の内容について、京都市都市計画局における取扱いを定めるものである。

なお、本書に記載する内容は、準用することとしている基準等の記載に優先する。

2 準用基準等

- (1) 「要綱」第2条において準用することとしている基準等は、次のとおりとする。
- | | |
|--------------------------------|--------|
| ア 公共建築工事積算基準（以下「積算基準」という。） | 平成28年版 |
| イ 公共建築工事共通費積算基準（以下「共通費基準」という。） | 令和8年版 |
| ウ 公共建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」という。） | 令和8年版 |
| エ 公共建築数量積算基準 | 令和5年版 |
| オ 公共建築設備数量積算基準 | 令和7年版 |
| カ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編） | 令和5年版 |
- (2) 「要綱」第3条において準用することとしている基準等は、次のとおりとする。
- | | |
|------------------|--------|
| ア 公共住宅建築工事積算基準 | 令和元年度版 |
| イ 公共住宅電気設備工事積算基準 | 令和元年度版 |
| ウ 公共住宅機械設備工事積算基準 | 令和元年度版 |

第2章 一般事項

1 負担金等

- (1) 負担金等として取り扱う内容は下記のとおりとする。
- ・水道メーター借受料
 - ・その他負担金として工事費に計上する必要があるもの
- (2) 負担金等を含めて工事費を算定する場合の工事価格は、次式による。（共通費を算定する際の直接工事費にも負担金等は含めない。）

$$(\text{工事価格}) = (\text{直接工事費}) + (\text{共通費}) + (\text{負担金等})$$

2 工事に伴う湧水等の排出費用

第1編 総則

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ。以下同じ。）は含まないものとする。

3 改修工事

(1) 改修工事の分類

ア 全館無人改修

「執務並行改修」に該当しない改修工事。

イ 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で工事を行うことによって施工者の作業能率が低下する改修工事をいい、工事を行う場所と執務中の場所が区画されている状態も含む。

(2) 執務並行改修の適用に当たっての注意事項

ア 適用条件

執務並行改修の適用に当たっては、下記条件をすべて満足する必要がある。

なお、工事の一部のみが該当する場合には、当該部分のみ適用する。

(ア) 実際の作業に係る作業能率が低下する場合

(イ) 当該作業の施工条件（施工場所、施工時期及び時間帯等）が特定される場合

イ 設計変更の取扱い

実際の施工において、前項の適用条件が変更となったことに伴い、執務並行改修の適用を取りやめる又は新たに適用する必要がある場合には、設計変更として取り扱う。

ウ その他

執務並行改修の適用に当たっては、現場の状況等を十分に勘案し、適否の判断を行うこと。

4 有価物の取扱い

(1) 有価物として取り扱う品目は、とりこわし工事及び改修工事において発生する発生材のうち、有価で売却が可能な金属等とする。

(2) 積算に当たっては、建築工事におけるスクラップ控除と同様の取扱いとし、金額は直接工事費に減額で計上する。

なお、共通仮設費の区分は一般工事とする。

また、単価は月別主要資材単価表及び最新の刊行物に掲載されているスクラップ単価等による。

(3) 単価に対する数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。

(4) とりこわし工事で発生する有価物の運搬費はとりこわし工事とし、撤去工事で発生する有価物の運搬費は一般工事とする。一般工事とは、新営工事及び改修工事をいう。

第1編 総則

とりこわし工事として取り扱う工事の具体例を示す。

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

とりこわし工事※		種目でとりこわし工事として取り扱われる項目すべて。ただし、石綿含有建材処理工事については、一般工事（改修工事）とする。			
とりこわし費	○	集積積込み	○	石綿処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※とりこわし工事とは、建築物等の解体を行う工事（増築、改修等に伴う撤去工事は除く）をいう。

建築物の解体に合わせ、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

※建築工事にとりこわし工事を含めて発注する場合の直接工事費には、とりこわし工事を行う下請負業者（専門工事業者等）の経費を含めて計上する。

第3章 設計変更

1 湧水等を排出する場合の費用の取扱い

「(当初) 請負工事価格／(当初) 設計工事価格」の値（以下「当初請負比率」という。）の算定には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等を含めない。

また、これらの費用を設計変更により追加する場合、これらの費用には、当初請負比率を乗じない。

2 新たな追加の工事の費用の取扱い

(1) 現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下のアからオの新たな種類の工事を追加する場合の費用には、当初請負比率を乗じない。

ア とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る。）

イ 地盤改良

ウ 土壌汚染処理

エ 石綿含有吹付材及び保温材等の処理

オ 上記アからエに伴う発生材処理（処分費及び運搬費を含む。）

※ 「新たな種類の工事」とは、工事内容が当初工事内容に含まれていない場合をいう。例えば、石綿処理や地盤改良を想定していない工事で処理が必要となった場合や解体工事で地中埋設物が発見され重機の種類の変更が必要となった場合等である。

(2) 上記(1)の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更を行う場合

第1編 総則

費用には、当初請負比率を乗じない。

3 当初請負比率の取扱い

当初請負比率の端数処理は行わない。

また、2回目以降の設計変更を行う場合の（当初）請負工事価格及び（当初）設計工事価格は、いずれも当初契約（第1回設計変更を行う前）の価格とする。

4 設計変更における変更請負工事価格の数値の取扱い

設計変更における変更請負工事価格は、千円未満切捨てとする。

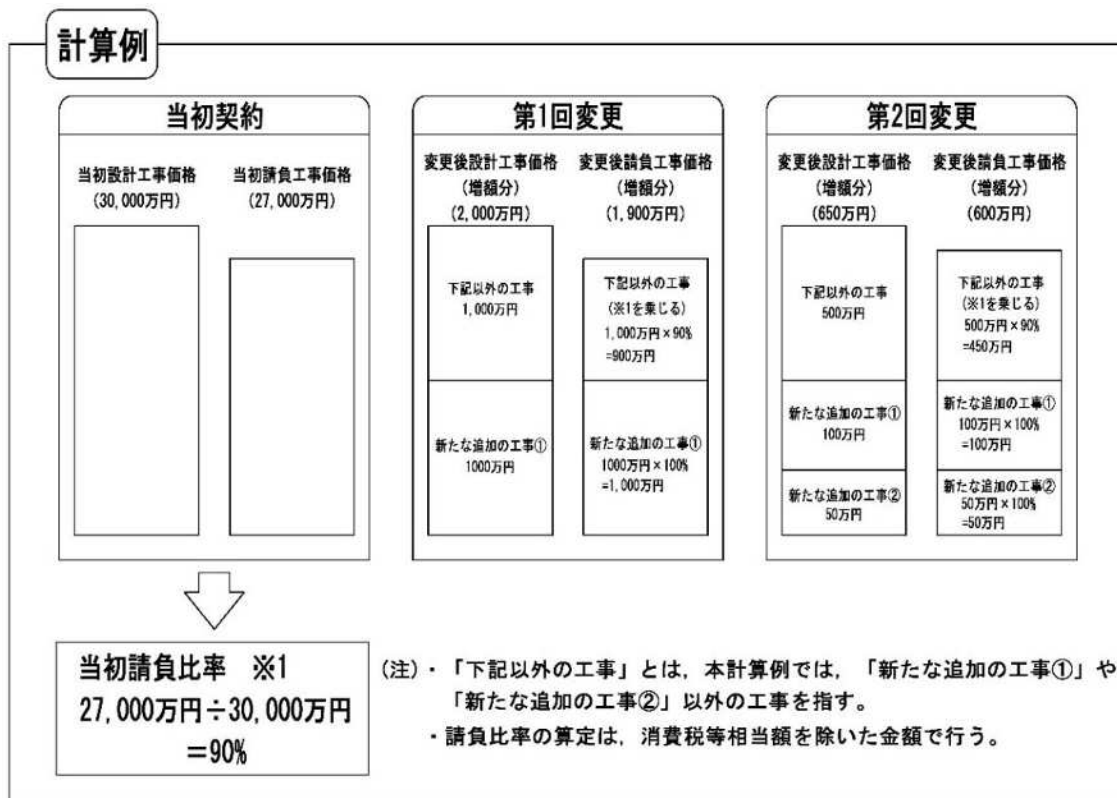
5 増減工事価格の算出方法

「積算基準」第8及び「共通費基準」2(6)、3(6)、4(4)に定める設計変更の方法に基づき行う。

なお、この場合、第2編第5章8に定める調整は「増減工事価格」について行う。

〔官庁営繕関係統一基準による増減工事価格の算出方法〕

Σ （変更対象部分のみの直接工事費）	=	変更対象の直接工事費
	+	
変更後のすべての共通仮設費	-	変更前の共通仮設費
	=	変更にかかわる共通仮設費
	+	
変更後のすべての現場管理費	-	変更前の現場管理費
	=	変更にかかわる現場管理費
	+	
変更後のすべての一般管理費等	-	変更前の一般管理費等
	=	変更にかかわる一般管理費等
	↓	
		増減工事価格



6 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

ア 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等に要する費用」という。))に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

イ 中止期間中の現場維持等の費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積上げ計上することを基本とする。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積上げ計上する。

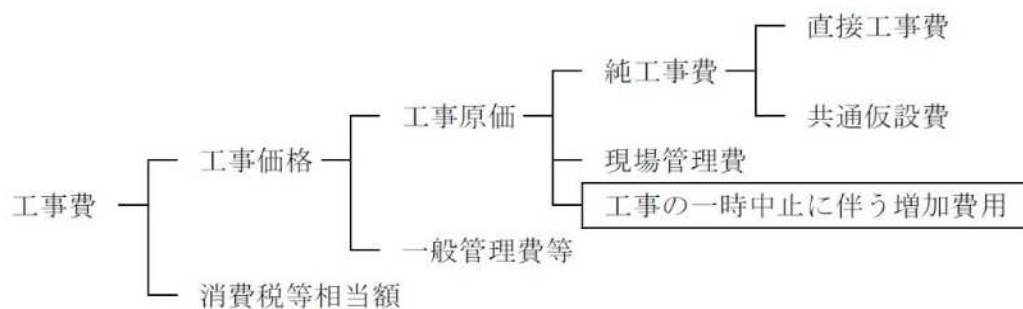
ウ 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う追加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。

ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第2編 共通費

第2編 共通費

第1章 共通事項

1 変更契約における共通費の算定

- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
 - ア 共通仮設費率は、第1編第3章1による当初請負比率を乗じる工事、第1編第3章2による新たな追加の工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - イ 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、新たな追加の工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ウ 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、新たな追加の工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
- (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、新たな追加の工事に区分して算定する。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及びとりこわし工事のそれぞれと発生材処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

- (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率を用いることとし、率によりがたい場合又は率に含まれない内容は、積上げにより算定する。
- (2) 積上げによる共通仮設費は、一般工事の共通仮設費に計上する。
- (3) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）については、以下による。

なお、開札日が想定していたよりも早まった場合や遅れた場合等、結果的に共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期（以下「設計上の工期」という。）と工事請負契約書に記載する工期（以下「契約上の工事」という。）が異なった場合においても、原則として工期の変更による設計変更は行わない。また、工事が工期末よりも早く完成した場合や、低入札価格調査を行ったために契約日が想定よりも遅れた場合等についても同様とする。

ア 契約上の工期が『契約の日の翌日（又は着工命令）の日から〇〇箇月以内』の場合は、その月数をTとする。

イ 契約上の工期が『契約の日の翌日（又は着工命令の日）から〇〇日以内』の場合

は、契約上の工期（休日、祝日を含む。）を30日／月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めた値（月数）をTとする。

ウ 契約上の工期が『契約の日の翌日から○年○月○日まで』の場合は、想定される開札予定日の翌日から工期末までの期間（休日、祝日を含む。）を30日／月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めた値（月数）をTとする。

3 積上げによる共通仮設費

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

(1) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

(2) 仮設建物費

ア 宿舍、設計図書による現場環境改善費用

イ 電気設備工事及び機械設備工事における、監理事務所（監督員事務所）、備品等の費用

※ 電気設備工事及び機械設備工事の単独工事において監理事務所を設置する場合に積上げ計上するということであり、一般的な新築工事等で建築工事と電気設備工事及び機械設備工事が一緒に工事を行い監理事務所（監督員事務所）を設ける場合は、建築工事の共通仮設費率に監理事務所設置費用が含まれているため、電気設備工事及び機械設備工事において別途計上する必要はない。

ウ 建築工事における、監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(3) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(4) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(5) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(6) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(7) 揚重機械等

新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用について、規格の選定及び存置日数は、別表1-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。別表1-1～5の存置日数には回送等に要する費用日数を含む。

なお、6階建て以上の中高層建物及び改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用について、機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

(8) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(9) 試験費等

ア 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積上げにより算定する。

なお、通常の配管及び機器類の水抜き、水張り試験費は共通仮設費率に含まれる。
(積上げによる試験費の例)

- (ア) 石綿粉じん濃度測定
- (イ) 分析による石綿含有材の調査
- (ロ) 化学物質の濃度測定
- (ハ) 六価クロム溶出試験
- (ニ) PCB含有シーリング材の調査
- (ホ) 路床土の支持力費（CBR）試験
- (ヘ) 現場 CBR 試験
- (コ) 放射線透過試験
- (ク) 上記に類する各種試験費等

ただし、受水槽の水質検査費用や変圧器のPCB含有測定費用については、共通仮設費への積上げではなく直接工事費に計上する。

イ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積上げにより算定する。

(積上げによる試験費の例)

- (ア) 石綿粉じん濃度測定
- (イ) 分析による石綿含有建材の調査
- (ロ) PCB含有調査
- (ハ) 放射線透過試験
- (ニ) テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- (ホ) 迷走電流測定調査
- (ヘ) 上記に類する各種試験費等

第2編 共通費

ウ 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

4 とりこわし工事を含めて発注する場合

建築工事の発注において、とりこわし工事を含ませて発注する場合は、建築工事ととりこわし工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により建築工事の共通仮設費を算定する。また、とりこわし工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

5 監理事務所を設けない場合の補正

(1) 「共通費基準」2(3)表－5のうち建築工事において、監理事務所（監督職事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（ K_r ）に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上 50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988

6 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

7 リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

8 共通仮設費率の留意事項

(1) 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

(2) 道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

(3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

ア 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用

第2編 共通費

イ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

(4) 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

ア 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)

イ 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用料が該当する。(工事用)

9 設計変更における工期

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

10 直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。ただし、直接工事費が新営建築工事五十億円以上、新営電気設備工事十億円以上、新営機械設備工事十億円以上の場合、別途定めることができる。

第3章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは、積上げにより算定する。

(2) 積上げによる現場管理費は、一般工事の現場管理費に計上する。

(3) 現場管理費率の算定に用いる T（工期）については、第2編第2章2(3)に定める共通仮設費率の算定に用いる工期と同じ工期を用いる。

3 積上げによる算定

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

4 とりこわし工事を含めて発注する場合

建築工事の発注において、建築工事にとりこわし工事を含めて発注する場合は、建築工事にとりこわし工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により建築工事の現場管理費を算定する。また、とりこわし工事の現場管理費は現場管理費率を2%として

第2編 共通費

算定する。

5 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

6 リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

7 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・制作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

8 設計変更における工期

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由に延長する期間を含まない。

9 現場管理費率の留意事項

(1) 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

- ・ 検査、試験の支援に要する費用
- ・ 施工図作成の支援に要する費用
- ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

- ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
- ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

10 純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。ただし、純工事費が新営建築工事五十億円以上、新営電気設備工事十億円以上、新営機械設備工事十億円以上の場合は、別途定めることができる。

第2編 共通費

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積上げにより算定する。

2 前払金支出割合による補正

(1) 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、下表の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0 から 5 以下	1. 0 5
5 を超え 1 5 以下	1. 0 4
1 5 を超え 2 5 以下	1. 0 3
2 5 を超え 3 5 以下	1. 0 1

なお、この補正は、前払金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対して補正を行うものではない。

「支払限度額の割合に対して補正を行うものではない」とは、工事費が三百万円以上の債務負担行為等に基づく複数年契約工事において、ある年度において当該年度の出来高予定額の40%の予算が確保できていないために、前払金の支払額に制限をかけるが、出来高予定額の総額の40%の前払いができる場合等において一般管理費等の補正の必要はないことを意味する。

(2) 工事費が三百万円未満の工事等の前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

(3) 設計変更においては、金額の増減額にかかわらず元工事と同一の補正係数を適用する。

3 契約保証費について

「共通費基準」4(1)による契約保証費については、工事原価に下表による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては元設計にて計上した契約保証費と同額を計上する。

工事費	契約保証費率	契約の保証 (参考)
500 万円未満	補正しない	保証の免除
500 万円以上 30 億 2 千万円未満	0. 0 4 %	保証の額は請負代金額の 1 0 分の 1 以上
30 億 2 千万円以上	0. 0 4 %	保証の額は請負代金額の 1 0 分の 3 以上
※ 30 億 2 千万円=WTO 政府調達協定適用基準額 (令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで)		
※ 工事費にかかわらず、工事請負契約書第 4 条第 5 項に記載の公共工事履行保証証券による保証 (かし担保特約を付したものに限る。)を付した場合は、契約保証費率を 0. 0 9 %とし、契約保証費は請負代金額の 1 0 分の 3 以上となる。		

第2編 共通費

なお、契約保証を求める工事は工事費が五百万円以上の工事とし、共同企業体（J V）による競争入札の場合や、工事費が五百万円以上の工事で、入札の結果、請負代金額が五百万円未満となった場合でも、契約の保証を求める。

また、当初設計において契約保証費に関する補正を行う場合は、次式による。

$$\begin{aligned} \text{（一般管理費等）} &= \text{（工事原価）} \times \text{（一般管理費等率）} \\ &+ \text{（工事原価）} \times \text{（契約保証費率）} \end{aligned}$$

4 積上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

5 契約保証費の補正と前払金支出割合による補正を同時に行う場合

契約保証費の補正と前払金支出割合による補正を同時に行う場合の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{（一般管理費等）} &= \text{（工事原価）} \times \text{（一般管理費等率）} \times \text{（前払金補正係数）} \\ &+ \text{（工事原価）} \times \text{（契約保証費率）} \end{aligned}$$

第5章 その他

1 指定部分及び指定部分工期の取扱い（詳細は〔別添資料〕を参照）

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

ただし、本来分離して発注するような関連性のない工事を一つの発注とする場合で、それぞれの工期が異なる場合には、次項5～9による。

2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。

なお、積上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

イ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

なお、積上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ウ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

なお、軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

(イ) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20 以下の場合

(ロ) 工事内容、工事費及び工期から判断して、上記に準ずるとみなせる場合

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

第2編 共通費

ア 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。

なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

イ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ウ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5 同一の現場管理が行われる同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体を一括して算定する。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体における直接工事費の合計額に対する共通仮設費率、純工事費の合計額に対する現場管理費率とする。

(3) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

6 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

7 本来一体とすべき工事を分割した場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。

なお、新規に発注する工事の工事費算定に用いる単価及び価格は、新規に発注する工事の工事費積算時の単価及び価格とする。

8 共通費算定に関する数値の取扱い

(1) 積上げによる算定

積上げによる算定は、第3編第1章1に準じる。

(2) 率による算定

「共通費基準」の率により算定した金額は、一円未満を切り捨てる。

(3) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格（設計変更においては増減工事価格）が一千万円以上の場合は有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等において調整を行う。

なお、調整の方法は、計上する単位未満の金額を切り捨てることにより行う。複数回の設計変更を行う場合は、前回設計変更時からの増減工事価格に対して同調整を行う。

また、設計変更及び8による随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は調整前の金額を採用する。

9 設計変更における共通費の取扱い

設計変更における共通費の積算は、当初発注工事の設計時における積算基準を採用する。

第3編 単価、価格等

第3編 単価、価格等

第1章 共通事項

1 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 刊行物※に基づく材料単価、市場単価、単位施工単価等

ア 平均値を採用する際の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

イ アの端数処理を行った結果が、刊行物の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ウ 1つの刊行物にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

エ アの処理をする前の刊行物掲載価格、刊行物掲載価格の合算及び刊行物掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

※刊行物（以下の四誌を総称して「刊行物」という。）

- ・積算資料（（-財）経済調査会発行）
- ・建設物価（（-財）建設物価調査会発行）
- ・建築施工単価（（-財）経済調査会発行）
- ・建築コスト情報（（-財）建設物価調査会発行）

(2) 歩掛り（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価

ア 歩掛りで算定した単価を別の歩掛りに用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

イ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ウ 単価算定に用いる数量に少数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

エ 5 市場単価(2)における補正、6 単位施工単価(1)における調整、(3)における補正、9 改修工事の積算に用いる単価の適用(2)におけるシフト単価の割増しに使用する率については、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。

(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

イ 細目別内訳書に計上する金額（数量×単価）は、一円未満は切り捨てとする。

ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

2 材料価格等

「単価基準」第1編2(1)に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート及び鉄骨等の価格変動が大きい資材や、建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

第3編 単価、価格等

3 歩掛り

複合単価の算定に用いる歩掛りは、「単価基準」第1編3に定める標準歩掛りのほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」並びに市場単価及び単位施工単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」等を参考とする。

4 専門工事業者等の諸経費の率

(1) 「単価基準」第1編3(4)に定める専門工事業者等の諸経費の率は、中間値を標準とする。

(2) 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。

(3) 公共建築工事積算基準等の歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。

ア 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

イ 機械設備工事における空気調和機器^{※1}、衛生器具及び衛生設備機器^{※2}については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等

※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等

ウ 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

エ なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができる。

(4) 処分費、スクラップ有価処分、スクラップ控除は、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

5 市場単価

(1) 「単価基準」第1編2(3)の規格・仕様が「単価基準」各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価（以下「補正市場単価」という。）を設定する細目工種については、各章による。

(2) 補正市場単価を算出するための補正方法については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成の「公共建築工事積算基準等資料」（以下「基準等資料」という。）＜附表1＞による。

6 単位施工単価

(1) 工事場所が刊行物の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。

$$\begin{array}{l} \text{工事場所の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、労務単価} \\ \text{を用いて算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{刊行物掲載の同一規格・仕様、工事場所を} \\ \text{包括する地区を代表する都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{刊行物掲載の同一規格・仕様、工事場所を} \\ \text{包括する地区を代表する都市のベース単価} \end{array}}$$

第3編 単価、価格等

- (2) 「単価基準」第1編2(4)の規格・仕様が刊行物に掲載されているものと一部異なるため、単価（以下「補正単位施工単価」という。）を設定する細目工種については、各章による。
- (3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については、「基準等資料」＜附表2＞による。

7 掲載価格の取扱い

- (1) 「単価基準」第1編2による単価及び価格の算定において、材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（財）経済調査会発行）及び建設物価（（財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を原則として採用する。
- (2) 市場単価は、建築施工単価（（財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を原則として採用する。
- (3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価（（財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を原則として採用する。
- (4) 刊行物掲載価格の比較及び平均値の算出に当たり掲載されている都市が異なる場合の優先順位は次のとおりとする。優先順位が同一の場合は平均値とし、優先順位が異なる場合は、優先順位が高い方の価格を採用する。

① 京都、京都A	⑥ 全国
② 近畿、近畿I	⑦ 関東
③ 大阪	⑧ 東京
④ 全国（除沖縄及び除北海道）	⑨ 東京（17区）
⑤ 全国（除沖縄又は除北海道）	

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等の取扱い

(1) 見積価格

「単価基準」第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等（カタログ設計価格を含む。）を参考にして単価及び価格を算定する場合は、市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、見積依頼先は原則として3者以上（「都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表」において指定されている機器については、同表に記載されている製造者のうちの原則として3者以上）とする。見積り内容が適切なことを確認のうえ、原則として、機能グループのうちの1要素のみでは比較せず、機能グループごとにまとめた見積書全体で比較し、徴取した複数の見積書のうち最低価格のものを基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録にすることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

9 改修工事の積算に用いる単価の適用

- (1) 全館無人改修及び施工者の作業能率の低下を伴わない改修工事の場合は、「単価

第3編 単価、価格等

基準」の第2編、第3編、第4編及び本補足に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場・単位施工単価及び補正市場・単位施工単価のほか、参考歩掛り等による複合単価を適用する。

(2) 執務並行改修の場合は、「基準等資料」第4編第1章9(2)による。

10 工事が僅少等の取扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

11 労務単価

(1) 適用

「単価基準」第1編2(2)ロに定める公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、最新のものを適用する。

(2) 時間外及び深夜労働の取扱い

労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外及び深夜の労働についての割増賃金は含まれない。時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実情に応じて積算する。

$$(\text{労務費総額}) = (\text{労務単価}) + (\text{労務単価}) \times K \times (\text{割増すべき時間数})$$

注：K（割増賃金係数）＝（割増対象賃金比）× 1/8 ×（割増係数）とし、当該年度の「公共工事設計労務単価表 農林水産省・国土交通省」の「割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外、深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増率を算定し、市場単価及び単位施工単価を補正する。

12 寒冷地等の取扱い

寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実情に応じて積算する。

13 設計変更時の取扱い

「単価基準」第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書の細目別内訳書及び別紙明細に記載されていない項目については、発注時（変更等を指示した日）における単価及び価格とする。

14 設計者の知見に基づき算出された価格の取扱い

設計者の知見に基づき価格を算出する場合は、他の方法では実勢価格を把握することが困難であることを確認のうえ、その価格の根拠となる資料収集を充分に行い、価格の妥当性について検討し、決定すること。

15 その他

単価及び価格については、第3編に記載した事項のほか、「基準等資料」第4編第2章、第3章、第4章及び第5章による。

第3編 単価、価格等

別表1-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
1	トラッククレーン25t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	トラッククレーン25t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	トラッククレーン25t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	トラッククレーン25t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	トラッククレーン25t	$31.2 \times A + 24.4$	

別表1-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	トラッククレーン25t	$9.5 \times A$	

別表1-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P1	トラッククレーン25t	4	5	6	

別表1-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	トラッククレーン16t	$2.3 \times A$	
2	トラッククレーン16t	$5.4 \times A$	
3	トラッククレーン16t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工事用エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	

別表1-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B1	トラッククレーン16t	$6.4 \times A$	

【別表1-1～5 共通事項】

- 1 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- 2 RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- 3 $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。）
- 4 $N = \text{階数}$
- 5 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切り上げ整数とする。
- 6 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- 7 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
- 8 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。